

【資料編】

水道事業に係る国の関係施策等
について

目次

- 資料① 水道事業における広域化の推進等について
- 資料② 旧簡易水道事業に対する地方財政措置について
- 資料③ 経営・財務マネジメント強化事業について
- 資料④ 「経営戦略」の策定・改定の推進について

資料①

水道事業における広域化の推進等について

＜広域化の推進の背景・効果＞

- 人口減少等に伴うサービス需要の減少、施設等の老朽化に伴う更新需要の増大等、水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中で、水道事業の持続的な経営の確保が求められているところ。
- 複数の市町村が区域を超え、連携又は一体的に事業に取り組む広域化については、スケールメリットによる経費削減や組織体制の強化等の幅広い効果が期待できるため、積極的に推進。
- 広域化の中でも、経営統合は、経営主体が単一となり、施設の統廃合や人員、財源等の経営資源を一元的に管理するため、給水原価の削減、専門人材の確保等、経営基盤を強化する効果。
- 一方、地理的要因等により経営統合の実現が困難な地域においても、施設の共同設置や共同利用等により、更新費用や維持管理費用の削減等の効果。

※広域化の事例：

- ①香川県及び県内16市町による「経営統合」（浄水場の統廃合（55施設→26施設）等により、統合前のH26年度の試算で約954億円の削減。また、料金統一により、中長期的には、全ての団体において料金抑制効果が生じると試算（最大約7割）。）
- ②福岡県大牟田市及び熊本県荒尾市による「施設の共同設置・共同利用」（事業費約1.9億円の削減）

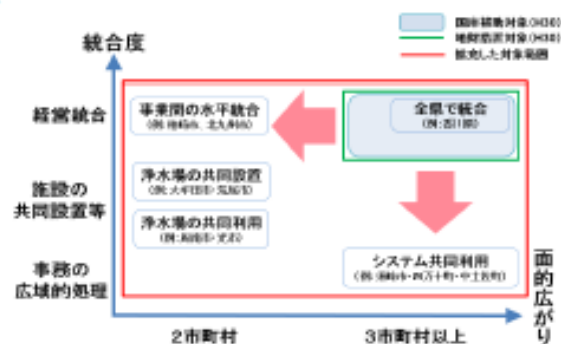
＜「水道広域化推進プラン」策定の要請＞（厚労省と連携）

- 「「水道広域化推進プラン」の策定について」（平成31年1月）を発出し、各都道府県に対し、令和4年度までに「水道広域化推進プラン」を策定することを要請。
- 策定支援のため、平成31年3月に「水道広域化推進プラン策定マニュアル」を作成・公表。
- 令和2年12月に、庁内外における連携体制の構築やシステム標準化・共同化を含むデジタル化推進の検討等、策定に当たっての留意事項を記載した事務連絡を発出。

＜地方財政措置＞

- 「水道広域化推進プラン」に基づく多様な広域化を推進するため、単独事業も含め、経営統合だけでなく、施設の共同設置やシステム共同利用等の施設等の整備費について一般会計出資債の元利償還金の60%を普通交付税措置。（令和元年度から対象事業及び交付税措置率を拡充）

＜多様な広域化（イメージ）＞



1 現状と将来見通し

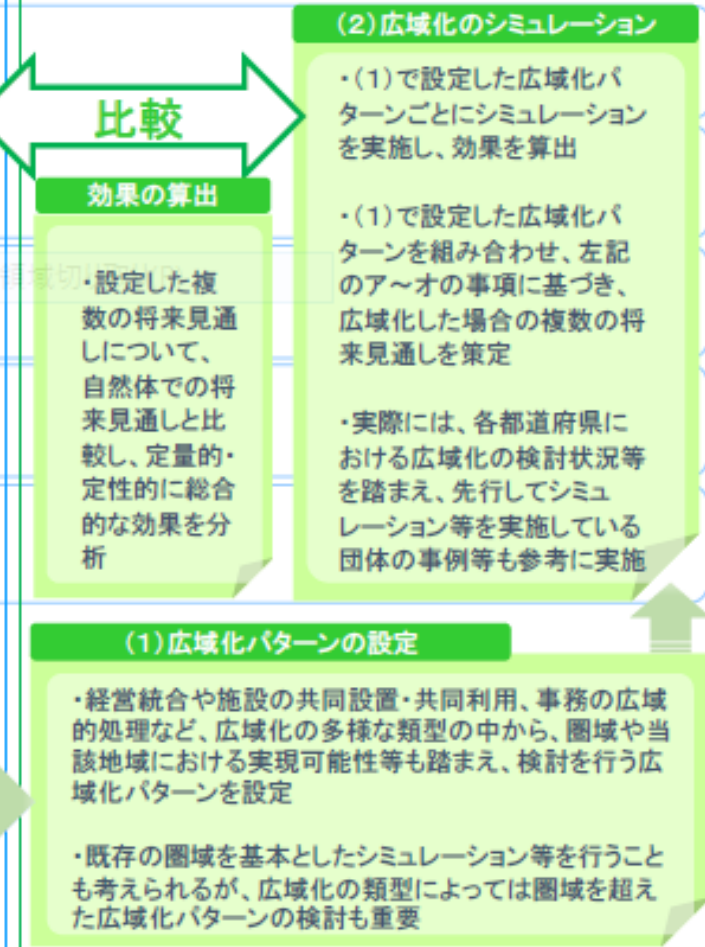
	(1)現状	(2)将来見通し
ア 自然・社会的条件に関すること 水道事業者に係る基礎的事項、給水人口、産業の動向といった自然・社会的条件に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・左記のア～オの事項について、図表等を用いながら分かりやすく現状を分析 ・都道府県水道ビジョンや各事業者の経営戦略等も活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・中長期の課題を把握分析するため、40～50年程度の期間を設定 ・客観的な人口推計、施設・設備の老朽化の状況等を各項目に反映 ・アセットマネジメント、官民連携、ダウンサイジング等の経営方針を各項目に反映
イ 水道事業のサービスの質に関すること 水安全計画の策定状況、災害時の対応計画といった水道事業のサービスの質に関すること		
ウ 経営体制に関すること 職員の状況、業務委託の状況、広域化の状況といった経営体制に関すること		
エ 施設等の状況に関すること 水源の状況、給水能力、浄水場や管路等の耐震化・経年化の状況といった施設等の状況に関すること		
オ 経営指標に関すること 更新経費、収益的支出、水道料金、収益性・安全性等の経営指標に関すること		

(3) 経営上の課題

現状と将来見通しを踏まえて明らかとなった課題を列挙(例)

- ・水需給の不均衡
- ・災害への対応
- ・職員数の減少
- ・有収水量の減少に伴う、施設利用率の低下
- ・老朽化、耐震化対策の必要性
- ・料金収入の減少
- ・更新需要の増大
- ・経営状況の悪化

2 広域化のシミュレーションと効果



3 今後の広域化に係る推進方針等

(1) 広域化の推進方針

・広域化のシミュレーションと効果の算出を踏まえて、今後の広域化の推進方針を記述

(2) 当面の具体的な取組内容及びスケジュール

・当面実施する具体的な取組やスケジュールについて、必要な施設の整備内容や検討のための協議会の開催など、水道広域化推進プラン策定時において決まっていることを記載

・特に、地方単独事業については、事業を具体的に実施する前に、事業目的や事業期間、事業費概算などを記載し、策定時において決まっている他の広域化に係る事業(国庫補助事業等)との関係性も含め、広域化推進方針に照らした事業の整合性を明らかにすることが重要

「水道広域化推進プラン」の策定取組状況について(R2.9.30時点)

- 令和2年度に、全都道府県の「水道広域化推進プラン」策定取組状況について、ヒアリングを実施。
- 既に策定済の団体が5団体(大阪府、兵庫県、広島県、香川県及び佐賀県)、その他の団体においても、令和4年度までの策定に向けて取り組みを進めており、その進捗状況は下記のとおり。

各団体の進捗状況 ※策定済の5団体を除く (凡例) ◎:完了、○:策定中、空欄:未着手

都道府県番号	都道府県名	進捗状況		
		A 現状把握	B 将来見通し	C 広域化シミュレーション
1	北海道	◎	◎	○
2	青森県	○	○	○
3	岩手県	○	○	
4	宮城県	○	○	○
5	秋田県	○		
6	山形県	○	○	○
7	福島県	○	○	
8	茨城県	○	○	○
9	栃木県	○	○	
10	群馬県	○	○	
11	埼玉県			
12	千葉県	○	○	○
13	東京都			
14	神奈川県	○	○	
15	新潟県	○	○	○
16	富山県	○	○	
17	石川県	○		
18	福井県	○		
19	山梨県			
20	長野県	○	○	
21	岐阜県	○	○	○
22	静岡県	○	○	○

都道府県番号	都道府県名	進捗状況		
		A 現状把握	B 将来見通し	C 広域化シミュレーション
23	愛知県	○		
24	三重県	○	○	○
25	滋賀県	○	○	○
26	京都府	○	○	○
29	奈良県	◎	◎	○
30	和歌山県	○	○	○
31	鳥取県	○	○	○
32	島根県	○	○	
33	岡山県	○	○	
35	山口県	◎	◎	
36	徳島県	◎	◎	◎
38	愛媛県	○	○	
39	高知県	○	○	○
40	福岡県	○	○	
42	長崎県	○	○	○
43	熊本県	○		
44	大分県	○	○	
45	宮崎県	○	○	
46	鹿児島県	○	○	
47	沖縄県	○		
◎(完了)計		4	4	1
○(策定中)計		35	29	17

※ 「水道広域化推進プラン」の策定について(平成31年1月25日付通知)」において、具体的な記載事項として、①「現状把握」、②「将来見通し」、③「広域化シミュレーション」等を示していることから、この3項目の進捗状況を記載している。

※ 進捗状況は都道府県からの回答を記載しており、3項目全てが完了(◎)となっている場合でも、シミュレーション結果の精緻化や今後の推進方針等の検討が必要であることから、水道広域化推進プランの策定完了を示しているものではない。また、進捗が未着手となっているものにおいても、内部的な検討・調整を始めている場合がある。

水道広域化の更なる推進について

水道広域化の更なる推進に係る留意事項

【水道広域化推進プラン策定に係る体制等】

- 都道府県の市町村財政担当課・水道行政担当課・企業局など、関係部局の連携体制の構築
- 関係市町村の水道担当部局や企画・財政担当部局と連携し、意向調査、情報共有や意見交換の実施
- 住民への積極的周知や市町村議会等への説明機会の充実

【水道広域化推進プランにおける具体的な記載事項】

- 委託等を行う場合における必要な経費の予算計上、関係部局や関係市町村等が策定された素案の内容を検討できるようなスケジュールの設定
- プラン策定とあわせて、水道施設台帳の整備やアセットマネジメントの高度化
- 施設の共同設置・共同利用にかかるシミュレーションについて、地図等を活用し、施設の立地場所や更新時期等の情報を参考に、地域の実情を踏まえた検討を実施
- システム標準化・共同化を含むデジタル化推進についての検討や、必要に応じてPPP/PFIをはじめとする官民連携手法の活用検討を実施

水道広域化推進プラン策定取組例

【連携体制の構築等】

- 水道広域化推進室を設立したほか、実務者に加え、学識経験者や専門職からなるプラン策定検討会を定期的に開催。(北海道)
- 広域連携の議論を行うため、県と事業者からなる協議会を新たに設立。「水道情報の共有」と、「人材の確保、育成」の部会を設け、議論の結果をプランに反映。(長野県)

【意向調査・個別ヒアリング等】

- 市町村に対するアンケート調査を行い、具体的な要望の多い広域連携手法について、詳細なシミュレーションを実施。(北海道)

【現状と将来見通し】

- 業務委託の状況(水質検査、施設運転管理、保守業務等27項目の業務形態、委託先、年間委託予算等)を詳細に調査。(岐阜県)
- 広域的な観点から県内水道施設の配置を検討するため、県内水道地図を作成。(滋賀県)
- 県が広域化の方法やシミュレーション等を含む県域水道一体化に向けた方向性とスケジュールを検討しており、平成30年度に策定した新県域水道ビジョンとあわせてプランとする予定。(奈良県)
- 県の水道行政担当課と市町村担当課が連携し、各事業者のアセットマネジメントの高度化や、経営戦略の質の向上のため、伴走型支援を積極的に実施。(兵庫県)

【水道料金等シミュレーション】

- 広域連携を行った場合のコスト縮減額について試算を行い、単独経営を維持した場合と比較して、各市町において、今後の水道料金の上昇がどの程度抑制されるか、シミュレーションを実施。(広島県ほか)

【施設共同化等シミュレーション】

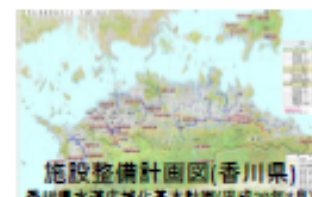
- 現状推移モデルと一水道モデルを設定し、費用や更新事業費等の財政効果額を算出。その他、具体的取組みとして、浄水場の共同化に着手。(大阪府)
- 広域圏の基幹施設ごとに、共同化を行った場合の費用対効果のシミュレーションを実施。(佐賀県)

【システム共同化等シミュレーション】

- 広域圏ごとに、管路マッピングシステム導入による費用対効果を算出。(佐賀県)



協議会の様子(長野県)



施設整備計画図(香川県)
香川県水道広域化基本計画(平成29年8月)

資料②

旧簡易水道事業に対する地方財政措置について

簡易水道事業統合の沿革

- 簡易水道事業は、給水人口が小規模で、経営基盤が脆弱な事業が多いが、今後も人口減少による料金収入の低下や施設等の更新投資の増大が見込まれる中、経営基盤を強化し、持続的な運営を確保するため、平成19年度から平成28年度まで(一定の条件を満たす団体は令和元年度まで)、事業統合が推進されてきた。
- 簡易水道事業の統合により考えられる効果として、ソフト面では、公営企業会計適用による経営状況の明確化や、水道施設の管理体制の効率化・強化等、ハード面では、施設等の統廃合が挙げられるが、これらの効果が実際に発揮されているかについては、事業によって差が生じている。

簡易水道事業を統合した上水道事業の現状

- 簡易水道事業を統合した上水道事業(以下、「統合上水道事業」という。)は、その他の上水道事業と比較すると、資本費など経営状況を表す指標等は厳しい状況にあり、有収水量あたりの管路延長が長く、更新も進んでいない傾向にある。
- 統合上水道事業の経営状況について、資本費や給水原価の水準が高くなるほど、料金回収率は低くなる傾向にある。また、複数の簡易水道事業のみが統合した場合をはじめ、統合後の上水道事業に占める旧簡易水道区域の給水人口割合が高いほど、経営指標は厳しい傾向にある。

旧簡易水道事業に対する取組方策の検討

- 統合上水道事業の現状は、複数の簡易水道事業のみが統合した場合をはじめ、経営の実態が統合前から大きく変わらない事業や、地理的な条件等によって資本費や給水原価が高水準となっている事業があり、統合後においても、未だ経営が厳しく、経営基盤の強化に至っていない事業も多い。
- 一方で、統合上水道事業の管路の更新は進んでいない状況にあり、持続的な経営に不可欠な更新投資の必要性は増加することが見込まれる。また、統合に伴い、それまで対象であった簡易水道事業の財政措置から外れたことが、経営を圧迫する要因となっている。
- これらのことを踏まえ、適切な更新投資を行うことが経営上困難とみられる統合上水道事業について、旧簡易水道施設の必要な更新投資を可能とし、持続的な運営を確保するため、新たな財政措置を講じる必要がある。

委員

氏名(役職)	氏名(役職)	氏名(役職)
【座長】石井 晴夫(東洋大学名誉教授)	木村 俊介(明治大学公共政策大学院専任教授)	原田 大樹(京都大学法学系(大学院法学研究科)教授)
宇野 二郎(横浜市立大学国際教養学部教授)	齊藤 由里恵(中京大学経済学部准教授)	星野 菜穂子(地方財政審議会委員)
大塚 英樹(長崎県地域振興部市町村課長)	鈴木 伸一(岩手県一関市上下水道部長)	三上 和彦(島根県邑南町水道課長)

旧簡易水道事業に対する地方財政措置について

○ 旧簡易水道事業について、現在の厳しい経営状況等を踏まえ、**地方財政措置を拡充**。

(1) 対象事業

簡易水道事業を統合した上水道事業※における**旧簡易水道施設（浄水場、管路等）の建設改良事業**

(2) 対象要件

前年度末時点で経営戦略を策定しており、次の要件のいずれかを満たす団体

- ・ 統合後の上水道事業に占める旧簡易水道区域の給水人口比率の割合が10%以上
- ・ 有収水量1㎡当たり資本費又は給水原価が全国平均※以上

※ 大規模団体を除く上水道事業の全国平均

※ 簡易水道事業の統合推進が開始された平成19年度以降の統合

上水道事業：給水人口が5,001人以上の事業、

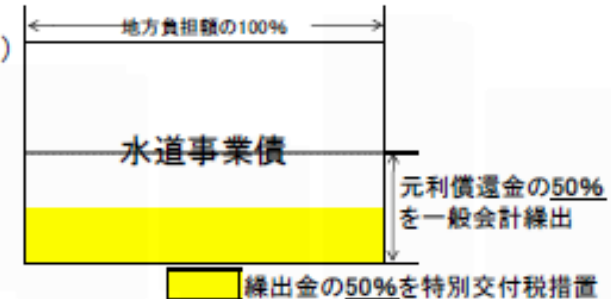
簡易水道事業：給水人口が101人以上5,000人以下の事業

四角形の領域切り取り(R)

(3) 財政措置

建設改良に係る水道事業債の**元利償還金（50%）**について、**一般会計からの繰出**を行うこととし、**当該繰出金について特別交付税措置（50%）**

(措置のスキーム)



(参考)令和3年度以降の簡易水道事業の建設改良費に対する地方財政措置について

【繰出】

- 建設改良費に係る企業債の元利償還金の55%を繰出。

【地方交付税措置】

- 元利償還ベースが50%、給水人口ベースが50%。

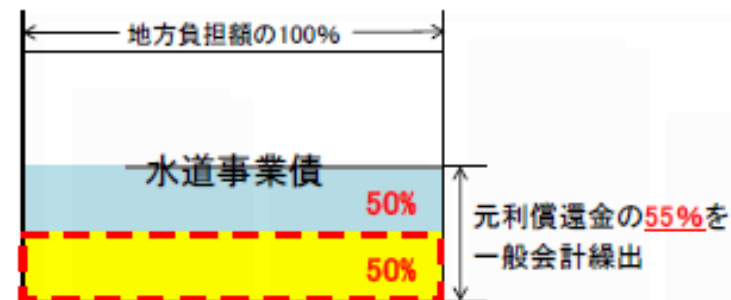
(変更点)

- 一般会計からの繰出については、企業債の元利償還金の55%とする。
(現行の臨時措置分※を含む繰出(55%)から変更なし。)

※ 建設改良費の10%繰出に代えて、平成14年度以降、臨時的に発行する企業債の元利償還金に対する繰出。

- 地方交付税措置については、元利償還ベースを45%から50%に引き上げ。

(措置のスキーム)



給水人口ベースで普通交付税措置

元利償還ベースで普通交付税措置

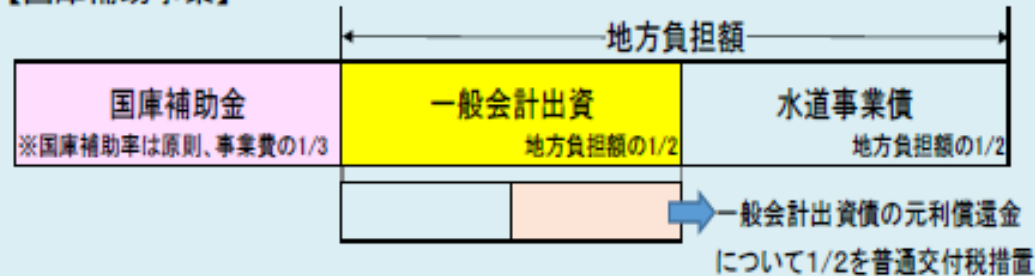
※H23年度債以降は特別交付税措置

《参考》広域化に関する事業に係る地方財政措置の拡充(R元年度～)

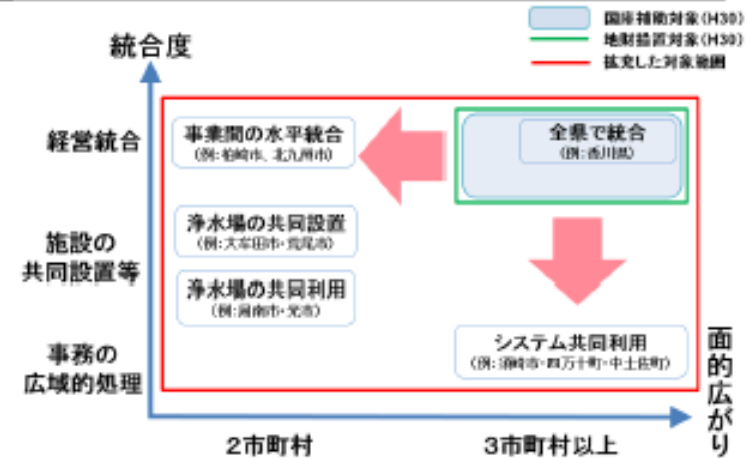
- 都道府県に対し、令和4年度までに「水道広域化推進プラン」を策定するよう要請
(「水道広域化推進プラン」の策定について)(平成31年1月25日付け総務省自治財政局長、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知)
- 同プランに基づく多様な広域化を推進するため、経営統合だけでなく、施設の共同設置や事務の広域的処理等の地方単独事業を対象に追加
- 一般会計出資債(地方負担額の1/2)の元利償還金について、交付税措置率を50%から60%に拡充

<～H30> ※地方単独事業は対象外

【国庫補助事業】

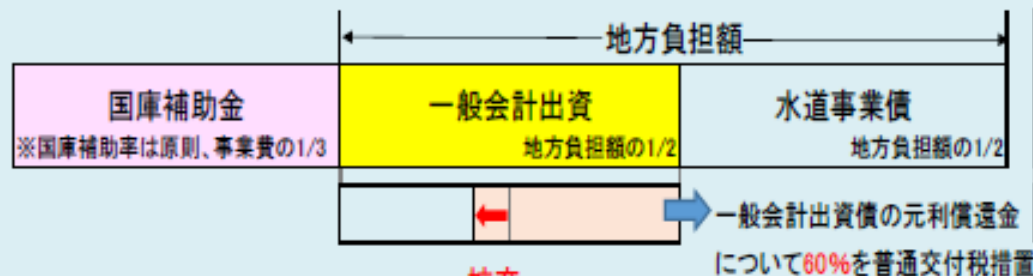


(参考)広域化に係る地方財政措置の対象拡充イメージ

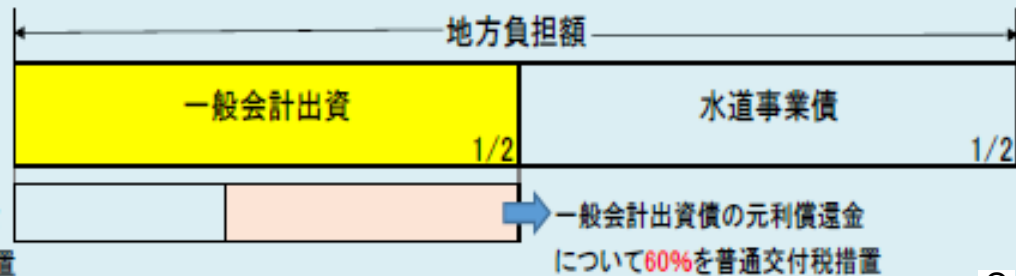


<R元～>

【国庫補助事業】(交付税措置率拡充 50%→60%)



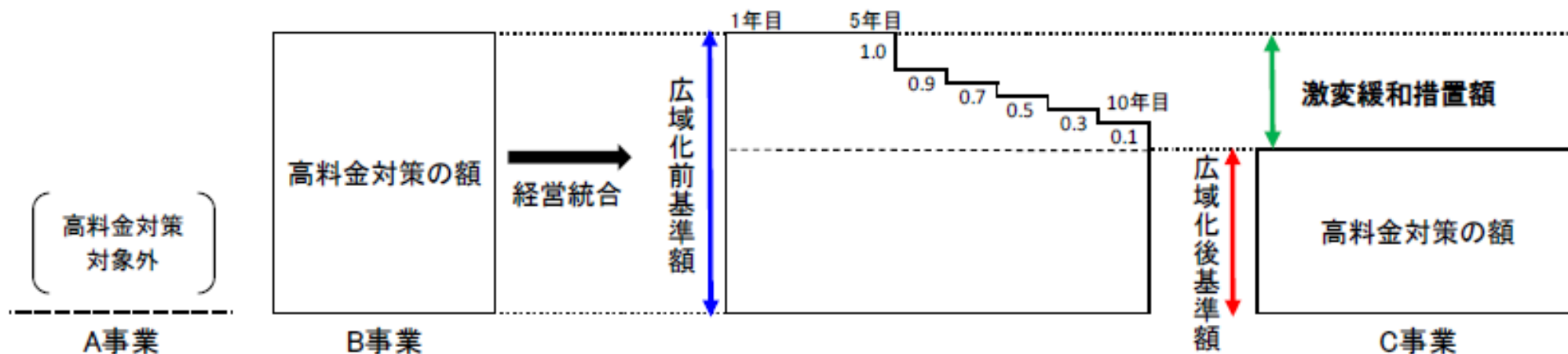
【地方単独事業】(新規)



《参考》広域化に伴う高料金対策の激変緩和措置

【措置の概要】

水道事業が市町村の区域を超えて経営統合を行った場合、統合前の事業に係る高料金対策の措置額が減少または皆減する場合があるため、広域化を推進する観点から、令和元年度以降、市町村の区域を超えて経営統合を行った団体を対象に統合後の高料金対策の額が、統合前の事業がなお統合前の区域をもって存続した場合に算定される額を下回る場合、激変緩和措置として統合前後の差額に対し、統合の翌年度から10年間で、地方財政措置を講じるもの。（6年目以降、段階的に縮減）



※毎年度把握する資本費等により算定

[一定率]

1~5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
1.0	0.9	0.7	0.5	0.3	0.1

《参考》高料金対策に要する経費

【措置の概要】

自然条件等により建設改良費が割高のため資本費が高額となり、高水準の料金設定をせざるを得ない事業について、料金格差の縮小に資するため、資本費の一部に対して地方財政措置を講じるもの。

【対象要件】※ 以下の資本費等は、令和2年度繰出基準の対象要件であることに留意。

上水道：前々年度の有収水量1㎡当たり ① 資本費 148円/㎡以上(全国平均(74円)の2倍) ② 供給単価 182円/㎡以上(全国平均)※1
③ 給水原価 261円/㎡以上

簡易水道：前々年度の有収水量1㎡当たり ① 資本費 153円/㎡以上(全国平均) ② 供給単価 176円/㎡以上

※1 供給単価が全国平均未満の高料金対策対象事業は、令和元年度から令和3年度まで繰出基準額を段階的に割り落とすこととし、令和4年度以降は高料金対策の対象外とする。

【繰出基準額】

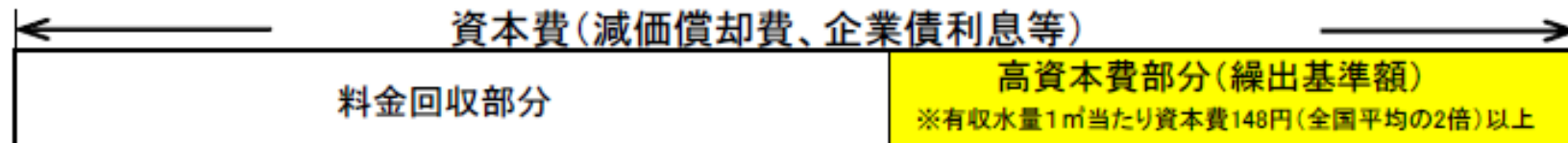
上水道：(当該団体の前々年度の有収水量1㎡当たりの資本費-148円/㎡) × 年間有収水量
簡易水道：(当該団体の前々年度の有収水量1㎡当たりの資本費-153円/㎡) × 年間有収水量 × 1/2 ※2
+ (海水淡水化施設を保有する場合、稼働に要した電気料金と逆浸透膜交換に要する経費)

※2 簡水は建設改良に対し別途交付税措置があるため、資本費の1/2が対象

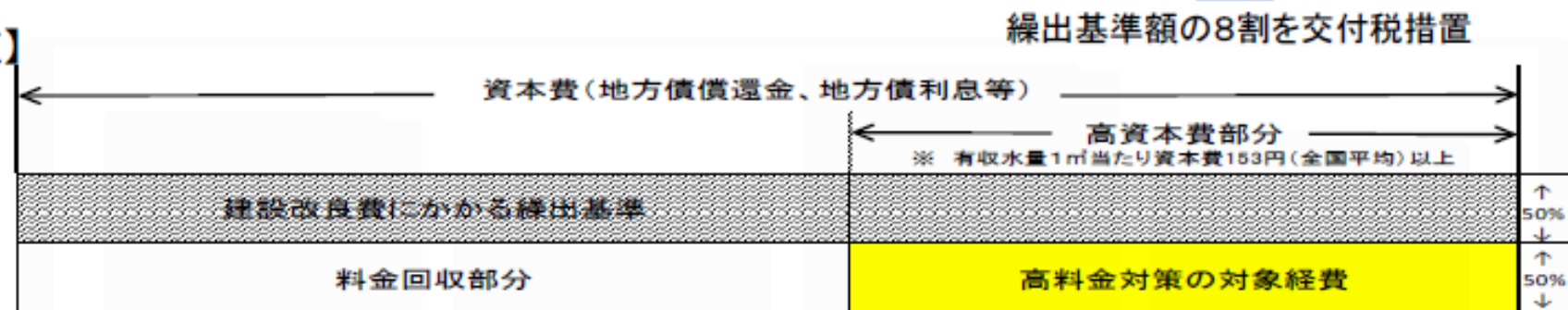
【交付税措置額】
繰出基準額 × 0.8

【スキーム】

【上水道】



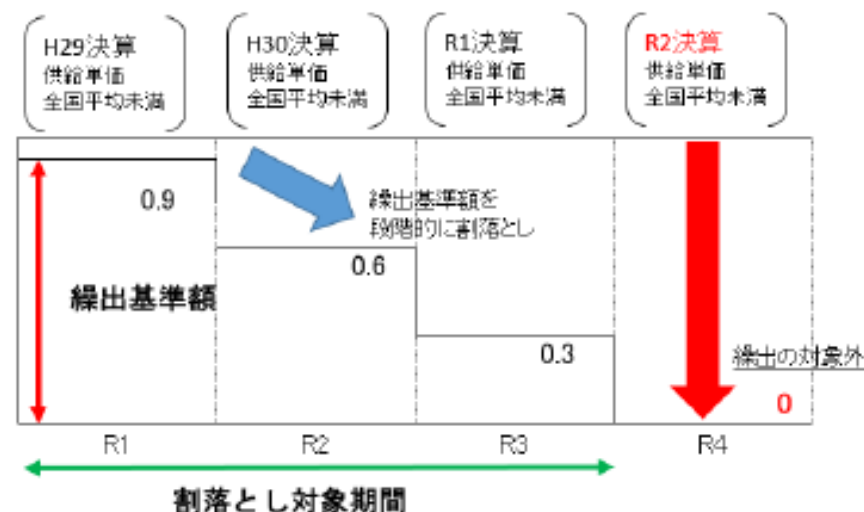
【簡易水道】



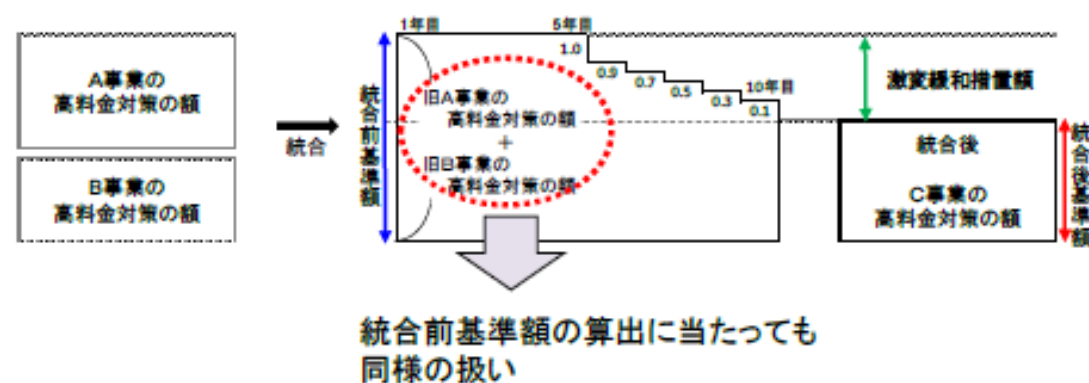
《参考》上水道事業高料金対策への供給単価要件の段階的導入

- 高料金対策対象事業は、料金収入の確保に向けた経営努力が求められることから、上水道事業において、令和元年度から供給単価が全国平均以上であるとの要件を段階的に導入している。
- 供給単価が全国平均未満の高料金対策対象事業は、令和元年度から令和3年度まで繰出基準額を段階的に割り落とすこととし、令和4年度以降は高料金対策の対象外とする。
- また、経営統合に際する高料金対策に係る激変緩和措置を講ずるに当たって算出する、統合前の高料金対策対象事業の繰出基準額についても、同様の扱いとする。
- なお、東日本大震災における特定被災地方公共団体のうち、一定の要件を満たす団体においては、当該要件を当面適用しない。

＜段階的割落としのイメージ図＞



＜統合前基準額の算出に対する供給単価要件適用のイメージ＞

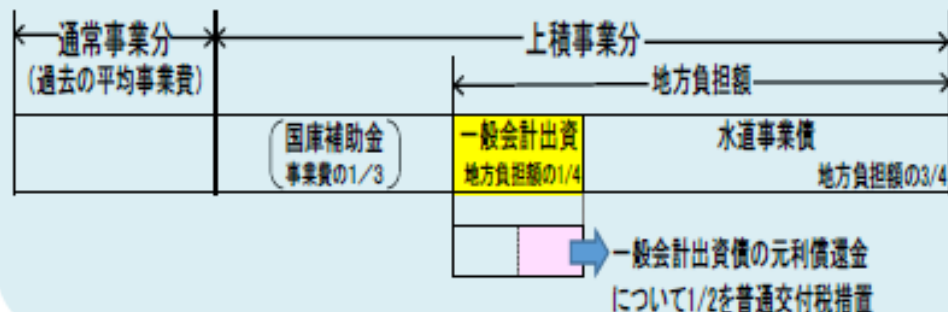


《参考》水道管路耐震化事業に関する地方財政措置の延長・拡充(令和元年度～5年度)

- 着実な更新投資と災害対策を進めるため、管路の耐震化に係る地方財政措置を5年間延長(R元～R5まで)
- 経営条件の厳しい団体について、一般会計からの繰出を1/4から1/2に拡充【特別対策分の創設】(R元～R5まで)

<～H30>

※地方単独事業も対象



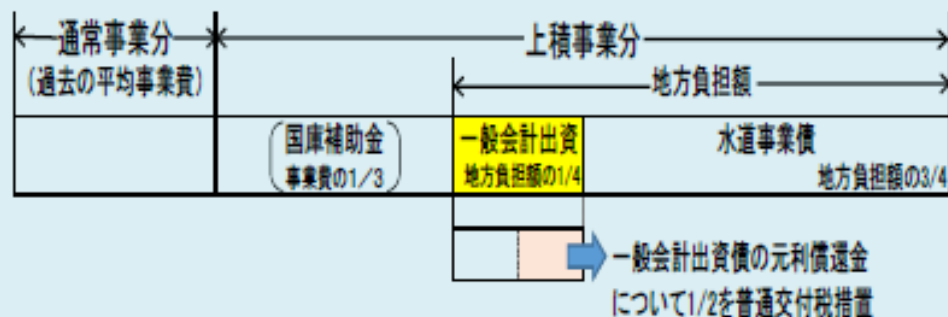
(参考)特別対策分の要件

供給単価が全国平均以上であり、次の要件①または②を満たす団体

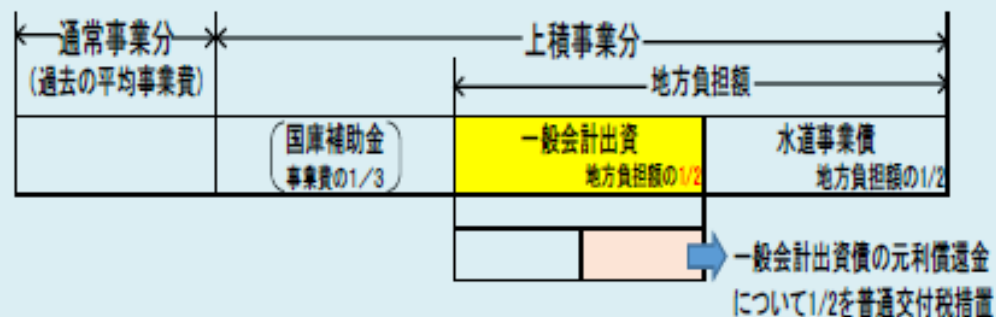
- ①有収水量1㎡当たり資本費が全国平均の2倍以上
- ②有収水量1㎡当たり資本費が全国平均の1.5倍以上かつ有収水量1㎡当たり管路延長が全国平均の2倍以上

<延長・拡充後(R元～R5)> ※地方単独事業も対象

【一般分】(延長)



【特別対策分】(新規)



《参考》豪雨災害等を踏まえた整備事業に対する地方財政措置(水道事業)(R2年度～)

- 令和元年東日本台風による豪雨災害等により、防水扉の設置などの対策がされていない**浄水場、ポンプ場等が浸水し断水が発生。**
- これを踏まえ、住民生活に不可欠なライフラインである水道施設の土砂災害・浸水災害対策をより一層推進するため、**浄水場、配水場及びポンプ場の自家発電設備、土砂流入防止壁や防水扉等の整備事業について地方財政措置を講じる。**

1. 地財措置対象事業の拡充

地方単独事業における防水扉等や土砂流入防止壁の整備を地方財政措置の対象に追加

<地方単独事業>

	自家発電設備 (停電対策)	土砂流入防止壁 (土砂災害対策)	防水扉等 (浸水災害対策)
浄水場	地方財政措置あり	地方財政措置あり	地方財政措置あり
配水場・ポンプ場	地方財政措置あり	地方財政措置あり	地方財政措置あり

 : 地方財政措置あり



土砂流入防止壁のイメージ



浸水災害対策のイメージ

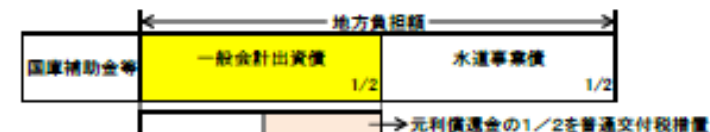
※ 土砂災害警戒区域内の土砂災害対策事業及び浸水想定区域内の浸水災害対策事業について対象とする。

※ 国庫補助事業については、令和元年度補正予算において、配水場及びポンプ場の自家発電設備、土砂流入防止壁や防水扉等の整備事業を対象としている。

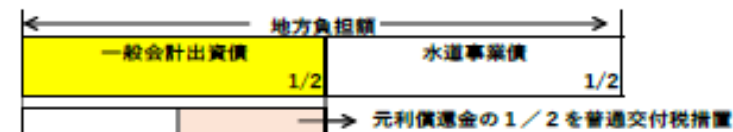
2. 財政措置のスキーム

地方負担額の1/2を一般会計が繰出し、その1/2を交付税措置

<国庫補助事業>



<地方単独事業>



資料③

経営・財務マネジメント強化事業について

- 人口減少が進展する一方で、インフラ資産の大規模な更新時期を迎える中、財政・経営状況やストック情報等を的確に把握し、「見える化」した上で、中長期的な見通しに基づく持続的な財政運営・経営を行う必要性が高まっている
 - しかしながら、地方公共団体においては、人材不足等のため、こうした経営・財務マネジメントに係る「知識・ノウハウ」が不足し、小規模市町村を中心に公営企業会計の適用やストックマネジメント等の取組が遅れている団体もあるところ
- ➡ **地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣する事業を創設**

事業概要

(1) アドバイザーを派遣する政策テーマ

- 公営企業の経営戦略の策定・経営支援
- 公営企業会計の適用
- 地方公会計の整備
- 公共施設等総合管理計画の見直し(公共施設マネジメント)

(2) 支援の方法

個別市区町村に継続的に派遣

都道府県に派遣

課題対応アドバイス事業	課題達成支援事業	啓発・研修事業
市区町村・公営企業が直面する課題に対して、当該課題の克服等、財政運営・経営の改善に向けたアドバイスを必要とする場合に団体の要請に応じて派遣	上記の政策テーマの実施に当たり、知識・ノウハウが不足するために達成が困難な市区町村・公営企業に、技術的・専門的な支援を行うために派遣	都道府県が市区町村・公営企業の啓発のため政策テーマの研修を行う場合に派遣

※1 アドバイザーの派遣経費(謝金、旅費)は、地方公共団体金融機構が負担

※2 各都道府県の市区町村担当課と連携して事業を実施

(3) 事業規模

- 約3億円(約500団体・公営企業への派遣を想定)

地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業について

		支援方式		
		課題対応 アドバイス事業	課題達成支援事業	啓発・研修事業
政策 テーマ	公営企業の経営戦略 の策定・経営支援	4つのテーマ の中で、団体の 希望に応じ 派遣 (約100団 体・事業に派 遣を実施する 見込み)	経営戦略の未策定企業に個別支援 (対象となる見込みの事業は別紙1：約200事業)	4つのテーマ の中で、都道 府県の希望に 応じ派遣
	公営企業会計の適用		3万人以上の団体における公営企業会計の未適用企業（下水道・簡易水道）に個別支援 (対象となる見込みの事業は別紙2：5事業)	
	地方公会計の整備		地方公会計の未整備団体に個別支援 (対象となる見込みの団体は別紙3：約30団体)	
	公共施設等総合管理 計画の見直し（公共 施設マネジメント）		総合管理計画の見直しの取組に課題がある団体に個別支援 (対象となる見込みの団体は別紙4：約100団体)	
派遣受入主体	市区町村・公営企業	市区町村・公営企業	都道府県	
派遣の回数	年5回程度を予定	年5回程度を予定	年5回程度を予定	

※いずれの事業も、今般策定するアドバイザーのリストの中から、団体において派遣を希望するアドバイザーを選定・調整の上、派遣することを想定

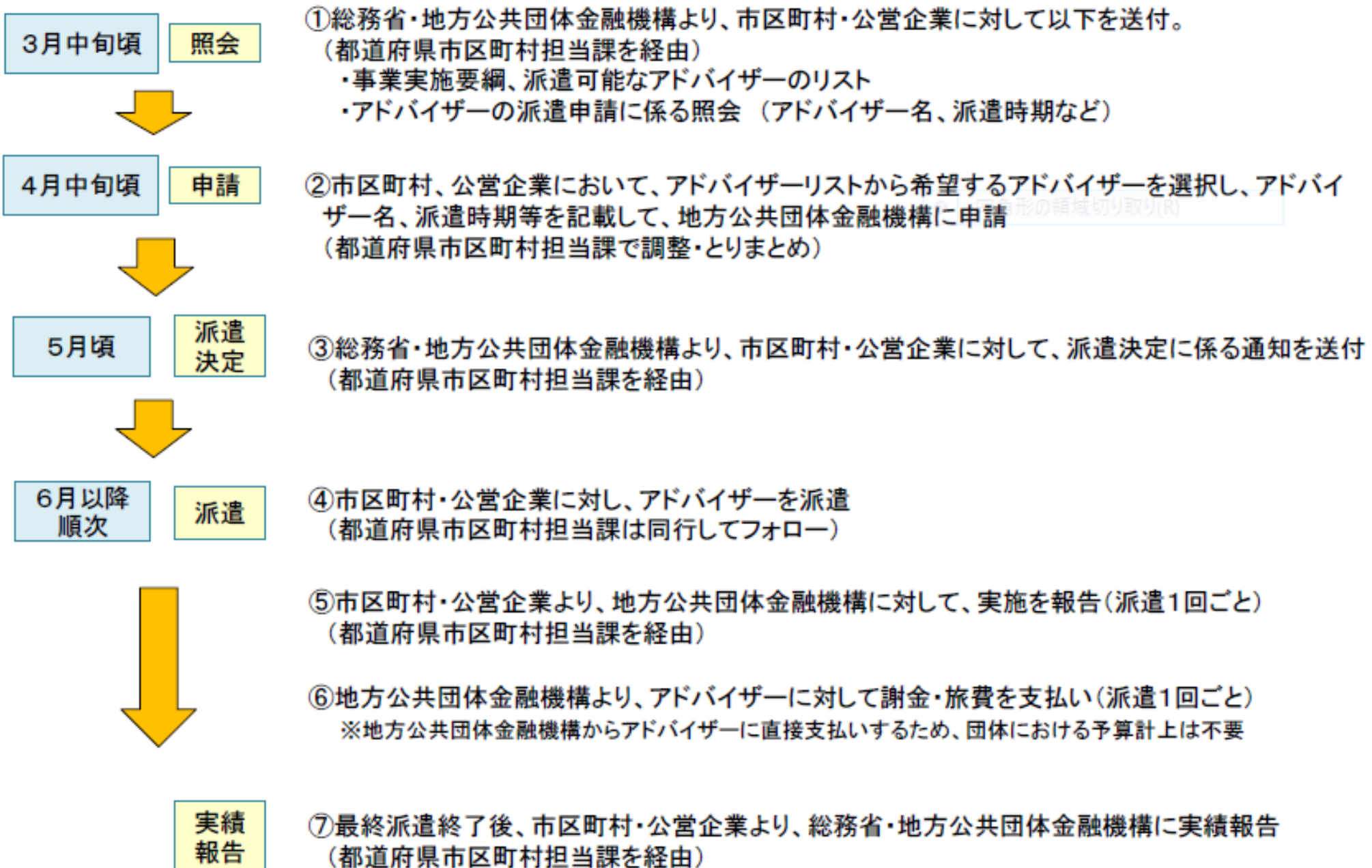
地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業における役割分担について

総務省・ 地方公共団体金融機構	都道府県 (市区町村担当課)	市区町村・ 各公営企業
<ul style="list-style-type: none"> ・アドバイザーの派遣 ・アドバイザーリストの作成 ・謝金・旅費の負担 ・経営戦略の策定、公営企業会計の適用、地方公会計の整備、公共施設等総合管理計画の見直しに係る市町村・公営企業の状況について都道府県に対し情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・アドバイザーの推薦 ・派遣先市区町村に係る調整・とりまとめ ・派遣を受ける市区町村の状況の把握・フォローアップ ・派遣を受けた市区町村からの報告書のとりまとめ ・市区町村向け研修会・相談会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・アドバイザーの推薦 ・各団体における政策テーマの状況を踏まえたアドバイザーの受入れ ・アドバイザー受入れ後の報告書の作成 ・アドバイスを踏まえた経営改善や「見える化」の推進等

経営・財務マネジメント強化学業の実施に係る今後のスケジュール

1月22日、25日	全国財政課長・市町村担当課長会議 全国公営企業管理者会議
2月1日	アドバイザーの推薦 締切 ● 四角形の領域切り取り(R)
3月中旬頃	事業実施要綱、アドバイザーリストを各団体に通知 事業実施の一次照会
4月中旬頃	派遣について総務省・JFMに申請 締切
6月以降順次	アドバイザーの派遣
夏頃(予定)	事業実施の二次照会

経営・財務マネジメント強化事業 事業フロー

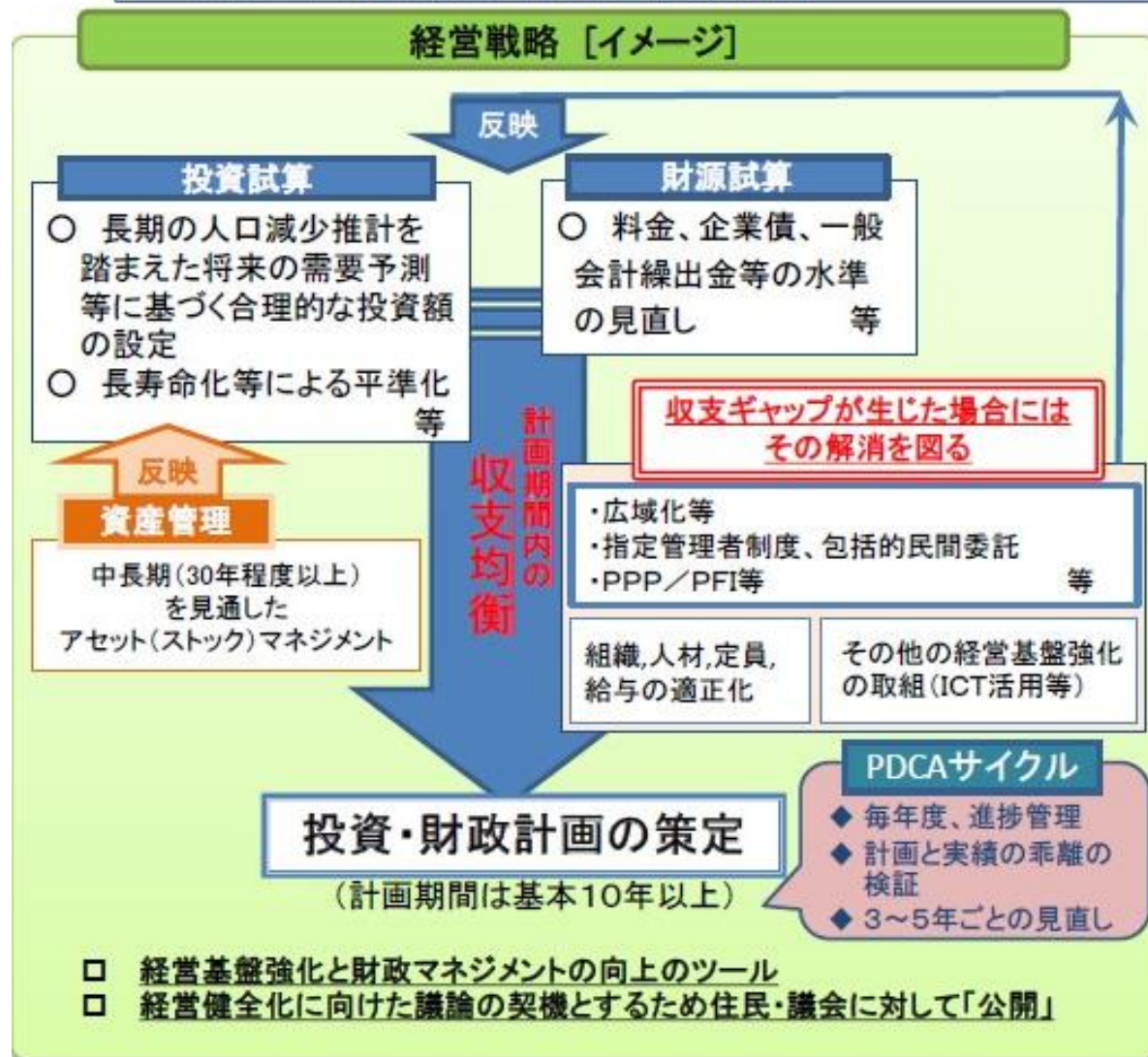


資料④

「経営戦略」の策定・改定の推進について

- 各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定を要請。
(平成26年8月29日付け公営企業三課室長通知)

- 令和2年度までに策定率100%とすることを要請。
(平成28年1月26日付け公営企業三課室長通知)
- 令和7年度までに見直し率100%とすることを要請。
(令和3年1月22日付け公営企業三課室長事務連絡)



経営戦略の策定・改定の推進

○「経営戦略策定ガイドラインの策定・公表

(平成28年1月策定・公表、平成29年3月改訂)

- ⇒ 平成31年3月に「**経営戦略策定ガイドライン**」を再改訂し、事業ごとの具体的な策定・改定実務の手引書となる「**経営戦略策定・改定マニュアル**」を作成。

ガイドライン等の改訂内容

- ・「経営戦略」の策定後も、毎年度、進捗管理や計画実績との乖離検証を行い、**3年~5年ごとの改定**が必要。
- ・収支均衡を図るため、ストックマネジメント、公営企業会計の導入、料金水準の適正化の議論などを反映し、**質の向上**を図るよう要請。

策定状況

(毎年度、策定状況を調査・公表)

- **令和2年度までに92.3%が策定予定**。
(令和2年3月31日時点の策定率は63.3%。)

財政措置等

- 経営・財務マネジメント強化事業(令和3年度から)
- 経営戦略の策定を要件としている地方財政措置
 - ・水道事業の高料金対策、水道管路耐震化事業、旧簡易水道施設(浄水場、管路等)の建設改良事業
 - ・下水道事業の高資本費対策

経営戦略の策定状況

経営戦略策定状況の「見える化」

経営戦略の策定状況

- 令和2年度までの策定を要請（平成28年1月）。
- 令和2年3月31日時点の策定率は63.3%。令和2年度までには、既に策定済みの事業を含め、92.3%が策定予定。
- 一方、策定予定年度未定の事業が5.5%あるため、一層の策定推進が必要。

公営企業経営戦略の策定状況（令和2年3月31日）

（単位：事業）

	①策定済 事業数(構成比)	②要請期限内に策定予定 令和2年度に 策定予定		小計 (①+②) 事業数(構成比)	③令和3年度に 策定予定		④策定予定年度 未定		合計 事業数(構成比)
		事業数(構成比)	事業数(構成比)		事業数(構成比)	事業数(構成比)	事業数(構成比)	事業数(構成比)	
水	1,284 (70.6%)	479 (26.3%)		1,762 (96.9%)	21 (1.2%)	35 (1.9%)		1,818 (100.0%)	
うち上水道	970 (73.7%)	331 (25.2%)		1,301 (98.9%)	8 (0.6%)	7 (0.5%)		1,316 (100.0%)	
うち下水道	314 (82.9%)	147 (29.2%)		461 (91.8%)	13 (2.6%)	28 (5.6%)		502 (100.0%)	
工業用水道	88 (58.7%)	48 (32.0%)		136 (90.7%)	2 (1.3%)	12 (8.0%)		150 (100.0%)	
交	38 (43.9%)	41 (50.0%)		77 (93.9%)	3 (3.7%)	2 (2.4%)		82 (100.0%)	
電	37 (40.2%)	46 (50.0%)		83 (90.2%)	4 (4.2%)	5 (5.4%)		92 (100.0%)	
ガス	17 (73.9%)	4 (17.4%)		21 (91.2%)	2 (8.7%)	0 (0.0%)		23 (100.0%)	
港河整備	9 (9.7%)	72 (77.4%)		81 (87.1%)	7 (7.5%)	5 (5.4%)		93 (100.0%)	
市	13 (8.8%)	86 (56.5%)		99 (67.2%)	15 (10.2%)	32 (22.4%)		147 (100.0%)	
と	3 (7.1%)	24 (57.1%)		27 (64.2%)	1 (2.4%)	14 (33.2%)		42 (100.0%)	
観光施設	42 (18.9%)	115 (50.7%)		157 (69.2%)	22 (9.7%)	48 (21.1%)		227 (100.0%)	
宅地造成	31 (9.9%)	146 (44.8%)		177 (54.2%)	25 (7.7%)	124 (38.0%)		326 (100.0%)	
駐車場	19 (10.6%)	121 (67.2%)		140 (77.8%)	14 (7.8%)	26 (14.4%)		180 (100.0%)	
下水道	2,889 (75.6%)	787 (21.0%)		3,456 (97.1%)	38 (1.1%)	84 (2.4%)		3,558 (100.0%)	
合計	4,268 (63.2%)	1,948 (28.9%)		6,216 (92.2%)	154 (2.3%)	368 (5.5%)		6,738 (100.0%)	

※地方債の償還のみの事業、廃止（予定）事業を含む合計は7,023事業。

経営戦略の改定状況

- 過去に改定実績のある事業が313（7.2%）、今後改定を予定している事業が2,133（49.1%）、改定予定未定は1,897（43.7%）。

策定状況の「見える化」

- 令和2年3月31日時点での全都道府県・市町村の事業別の策定状況を、総務省HPにおいて公表済（令和2年11月）。
- 今後、毎年度調査を実施し、策定状況の「見える化」を推進する。

公表例（宮城県内の公営企業を抜粋）

都道府県	団体名	事業名	事業詳細	経営戦略の策定状況					
				①策定済	②改訂中	③未着手	④R2	⑤R3	未定
宮城県	宮城県	水道事業	上水道(用水供給)	○			-	-	-
宮城県	宮城県	工業用水道事業	工業用水道	○			-	-	-
宮城県	宮城県	下水道事業	流域下水道	○			-	-	-
宮城県	宮城県		特定環境保全公共下水道				-	-	-
宮城県	宮城県	港湾整備事業	港湾整備			○	○		
宮城県	宮城県	宅地造成事業	臨海土地造成			○			○
宮城県	宮城県	宅地造成事業	その他造成				-	-	-
宮城県	仙台市	水道事業	上水道(末梢給水)	○			-	-	-
宮城県	仙台市	交通事業	自動車運送	○			-	-	-
宮城県	仙台市	交通事業	都市間連絡鉄道		○		○		
宮城県	仙台市	バス事業	バス	○			-	-	-
宮城県	仙台市	下水道事業	公共下水道	○			-	-	-
宮城県	仙台市	下水道事業	特定環境保全公共下水道	○			-	-	-

※網掛けは、地方債の償還のみの事業や、廃止（予定）事業など。

経営戦略の策定・改定の推進

未策定の事業や、既に経営戦略を策定している事業で質を高めるための改定に取り組む事業に対しては、「策定・改定ガイドライン」や「策定・改定マニュアル」のほか、経営・財務マネジメント強化事業の活用を促し、策定・改定を推進する。

(参考)新経済・財政再生計画改革工程表2020

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程 (取組・所管府省、実施時期)	21	22	23
<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標【収支(改善)、繰出金(抑制)】</p>	<p>○経営戦略の見直し率【2025年度までの見直し率100%】</p> <p>○収支赤字事業数【2017年度決算(938事業)より減少】</p>	<p>3. 公営企業の業務効率化とデジタル化の徹底、抜本的な改革等の推進</p> <p>a. 経営戦略に沿って収入、支出、管理者の情報の「見える化」を推進するとともに、繰出基準の精査・見直し、事業廃止、民営化、広域化等及び外部の知見の活用など抜本的な改革等を推進《総務省》</p> <p>b. <u>経営戦略が未策定の事業についてフォローアップを実施し、早期策定を促すため、地方団体に対するアドバイザー派遣による支制度を創設するとともに、策定済の事業について一定期間ごとの見直しを推進。</u>《総務省》</p> <p>c. 経営比較分析表について、これまで順次公表してきた9分野における抜本的な改革の検討にも資するよう、必要に応じ指標の検証を行うこと等により、その充実を図るとともに、一覧して容易に比較できる形での公表を検討するなど、公営企業の全面的な「見える化」を強力に推進《総務省》</p> <p>d. 水道、下水道などの公営企業についてICT等デジタル技術を活用した管理を推進《総務省、関係府省》</p> <p>e. 経営戦略に沿った取組等の進捗状況を踏まえつつ、今後の公営企業制度の在り方を見直しを含め、公営企業の経営改革を更に推進する方策について検討。《総務省》</p>	→	→	
	<p>○重点事業における公営企業会計の適用自治体数(人口3万人未満)【2024年度予算から対象団体の100%】</p> <p>○その他の事業における公営企業会計の適用事業数【増加】</p>	<p>4. 公営企業会計の適用促進</p> <p>a. 重点事業(下水道、簡易水道事業)について、ロードマップに基づき、人口3万人未満の団体においても、特に小規模な団体の取組が円滑に進むよう支援するなど公営企業会計の適用を一層促進。《総務省》</p> <p>b. その他の事業(港湾整備、市場、と畜場、観光施設等)について、実情や費用対効果を踏まえつつ、公営企業会計を適用すべき対象範囲や目標等の工程を明確化し、公営企業会計の適用に向けた取組を促進。《総務省》</p>		→	→